

福岡県特定事業主行動計画

平成28年3月

福岡県知事
福岡県議会議長
福岡県選挙管理委員会
福岡県代表監査委員
福岡県人事委員会
福岡県企業管理者
福岡県各海区漁業調整委員会

はじめに ～ 福岡県特定事業主行動計画の策定にあたって

我が国の急速な少子化の進展、家庭と地域を取り巻く社会環境の著しい変化の中で、次代を担う子供たちを健やかに生み育てる環境の形成に社会全体で取り組んでいくことを目的として制定された「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）が、平成26年4月に改正され、同法の有効期限が平成37年3月31日まで延長されました。

本県においても、職員の仕事と子育ての両立を支援する環境整備を進めるための計画として平成17年3月に同法に基づく「福岡県特定事業主行動計画」の前期（第1期）計画、平成22年4月に後期（第2期）計画を策定し、休暇等を取得しやすい環境の整備や職員の意識啓発などの取組みを進めてきました。

同法改正後の平成27年4月には、第3期計画を策定し、次世代育成に対する職員のさらなる意識の向上や職場環境の整備を進め、職場全体で子育てに関する認識を高め、支えあい安心して子育てができる職場づくりを進めているところです。

このような中、平成27年9月には、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする全ての女性とその個性と能力を十分に発揮して活躍できる社会づくりを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）が公布されました。

本県においては、近年、役付職員への女性登用を推進しており、平成24年度に設定した女性職員の管理職登用目標（平成28年度までに6.0%）は2年前倒しで達成しました。しかしながら、さらなる女性職員の登用を進める上で、職員の意識改革や働き方の改革等課題が多く存在しています。

このたび、同法第15条第1項の規定に基づき、平成28年度から5年間を計画期間として取り組む「福岡県特定事業主行動計画」を新たに策定し、これまで取り組んできた次世代育成支援の取組に加え、女性職員の活躍推進に全庁的に取り組むこととしました。

本県では、これらの計画を一体的に進めることで、性別に関係なく全ての職員が、仕事と家庭生活の両立を図りながら、それぞれの能力を十分に発揮できる働きやすい県庁の実現を目指します。そして、特定事業主として、地域の一般事業主の模範となり、県内のあらゆる分野で女性が活躍できる社会の実現にも貢献していきます。

目 次

1	計画期間	1
2	対象職員	1
3	基本的な考え方	2
4	現状把握	3
5	取り組むべき課題	4
6	計画目標	5
7	具体的な取組内容	6
	(1) 女性職員の活躍推進	6
	①女性職員の積極的な登用	6
	②優秀な女性人材の確保及び人材育成	6
	③人事管理面での配慮	6
	(2) 職員一人ひとりの意識改革	7
	①管理職のマネジメント能力の向上	7
	②職員の意識改革	7
	(3) 男女がともに働きやすい職場づくり	8
	①ワークライフバランスの推進	8
	②あらゆるハラスメントの防止	15
	③臨時職員・非常勤職員の任用・勤務条件等の確保	15
8	推進体制	16
9	その他	16
	【資料1】福岡県特定事業主行動計画工程表	17
	【資料2】福岡県における女性活躍推進の現状について	18
	【資料3】「県庁女性職員有志の会」職員アンケート報告（抜粋）	25
	【資料4】次世代育成支援法に基づく後期（第2期）行動計画の取組について	27